

広島市清掃工場余剰電力地産地消事業

【仕様書等に関する質問への回答】

令和6年10月

広島市

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
1	02 入札説明書	4 競争入札参加資格 (4)	指名停止措置等について	<p>入札に参加する者に必要な資格として、入札説明書 4(4)に「入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと」と定められていますが、仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札は成立しますか。</p> <p>成立しない場合、契約ができなくなったことに対し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。</p>	入札説明書 10-(5)-ア及び 11-(3)-エに記載のとおりです。
2	02 入札説明書	5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出	入札の辞退について	<p>一般競争入札参加資格確認申請書を提出した後、参加を辞退することは可能でしょうか。</p> <p>可能な場合、辞退に必要な手続きはありますか。</p>	<p>入札書等を提出するまでは、辞退することができます。辞退する場合は、本市所定の入札辞退届（広島市のホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「各種様式」→「(物品・委託・施設・リース) 入札書等共通様式」からダウンロード) を契約担当課に提出してください。</p> <p>なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはありません。</p>
3	02 入札説明書	11 開札 (3) 落札者の決定 キ 入札参加者の入札価格等の公表	結果の公表について	<p>落札結果の公表は総額のみで、単価までは公表されないという認識でよろしいですか。</p> <p>技術点及び価格点は点数のみが公表され、様式 5-1～5-6 については公表されないという認識でよろしいですか。</p>	お見込みのとおりです。
4	02 入札説明書	11 開札 (3) 落札者の決定 ク ヒアリング等の実施	説明用資料の作成について	<p>(ア)において「ヒアリングは入札に参加した者によるプレゼンテーション」とされています。</p> <p>① ヒアリングの際には、提出した提案書とは別に、説明用資料を作成し、当該説明用資料をもとに提案内容の説明（プレゼンテーション）を行ってもよろしいでしょうか。</p> <p>② 当該説明用資料の使用が可能な場合、その提出方法（当日資料を持込み又は事前提出等）、部数等の参加事業者側の準備内容をご教示ください。</p>	<p>①可能です。 詳細は入札参加者のうち提案書を提出した者に対して別途指示します。</p> <p>②詳細は入札参加者のうち提案書を提出した者に対して別途指示します。</p>
5	02 入札説明書	11 開札 (3) 落札者の決定 ク ヒアリング等の実施	ヒアリング等の実施について	ヒアリング及びプレゼンテーションに人数制限はありますか。	入札参加者のうち提案書を提出した者に対して別途指示します。
6	02 入札説明書	11 開札 (3) 落札者の決定	落札者の決定時期について	落札者の決定時期はいつ頃を目途に予定されているでしょうか。	1月中旬頃を予定しています。

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
7	02 入札説明書	11 開札 (3) 落札者の決定 ク ヒアリング等の 実施	ヒアリング等の実施について	ヒアリング（プレゼンテーション）は、入札書および入札附属書ならびに様式 5-1～5-6 を用いて実施される（実施する）という認識で相違ないでしょうか。 ヒアリング（プレゼンテーション）の開催にあたっては、WEB・対面のいずれでお考えでしょうか。	ヒアリング等は提案書に基づき行うため、入札書及び入札附属書は対象となりません。 なお、現時点では対面による実施を予定していますが、詳細は入札参加者のうち提案書を提出した者に対して別途指示します。
8	02 入札説明書	12 その他 (2) 入札保証金 (3) 契約保証金	保証金の納付について	保証金が発生する場合、銀行保証でも可能でしょうか。仮に納付が必要とわかって書類作成に最低 2 週間の時間を要するのですが、問題ございませんでしょうか。	本事業の入札保証金については免除となります。 契約保証金の納付は、金融機関の保証による担保の提供をもってこれに代えることができます。 ただし、広島市契約規則第 26 条の規定により、落札決定から契約までの日数を変更することはできません。
9	02 入札説明書 05 契約書（案）	12 その他 (4) 契約手続きにおける交渉の有無 (6) 契約書の作成等 第1章 第20条 第1章 第21条 第2章 第18条	契約書の作成について	入札説明書 12 その他(4)に契約手続きにおける交渉の有無とありますが、契約締結にあたり、例えば、契約書第 20 条（発電側課金）に関して、系統連系受電契約の締結や、一般送配電事業者への支払額に契約超過金や延滞利息等も含まれる旨を明記させていただくことは、契約書（案）第 1 章第 21 条および第 2 章第 18 条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。 条文の追記・修正等の協議が可能である場合、入札説明書 12 その他(6)の「落札決定した日から 5 日以内」とされている契約書締結までの期間を、延長させていただけますか。	条文の追加・変更はできません。 ただし、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書（案）第 1 章第 21 条及び第 2 章第 18 条第 1 項の規定に基づく協議を行い、必要と判断されれば、覚書等で対応することは可能です。 なお、広島市契約規則第 26 条の規定により、落札決定から契約までの日数を変更することはできません。
10	02 入札説明書	12 その他 (6) 契約書の作成等	契約書の作成について	「落札決定した日から 5 日以内の日に契約書を取り交わすものとする」という日数に関しては、落札時にご相談可能でしょうか。	広島市契約規則第 26 条の規定により、落札決定から契約までの日数を変更することはできません。
11	03 提案書等作成要領	2 作成要領	提出方法について	提案書の本書及び評価用ですが、紙ファイル等に綴る必要はありますでしょうか。又は、ステープラー止めでよろしいでしょうか。	特に指定はありません。 ただし、書類が容易に外れない体裁としてください。
12	03 提案書等作成要領	2 作成要領 (1) 技術的評価項目 カ	商号・ロゴの使用について	提案書（評価用）は入札参加者の商号、類推表現の使用不可とありますが、連携事業者の商号・ロゴの使用は問題ないでしょうか。 ・ 余剰電力活用のスキームにおいて、広島市と契約する当社が連携する小売電気事業者 ・ 技術的評価項目に関連する提案において、連携する事業者	連携事業者であっても、商号等を類推できる表現の使用はできません。
13	04 落札者決定基準	3 価格点の算出方法 (1) 価格的评价項目	基準額について	「表 対象別の基準額及び係数 一覧表」中の基準額Xは、税抜の価格でしょうか。	価格点（総価）の算出に係る「最低入札価格」並びに「入札価格」及び、価格点（基準額からの乖離）の算出に係る「基準額」、「予定価格」並びに「入札価格」はいずれも税込価格となります。

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
14	04 落札者決定基準	別表 2 社会的評価項目	申請日（基準日）について	申請日（基準日）は、提案書提出日との理解で宜しかったでしょうか。	様式6（社会的評価項目の実績調書）の申請日となります。 ただし、「【2-1】障害者施策に対する取組状況」において、障害者雇用促進法に基づく報告義務のない者が様式6別紙（障害者雇用状況調書）により提出する場合は、一般競争入札参加資格確認申請日現在における障害者雇用率となりますので注意してください。
15	04 落札者決定基準	別表 2 社会的評価項目 【2-3】子育て支援施策に対する取組状況 【2-4】女性の職業生活における活躍の推進への取組状況	認定取得者等の考え方について	当社の親会社が当社従業員も含んだ形で認定を受け、当社従業員が親会社の枠組の中で管理され、取組みを行っている場合は、「取得している」と見做されますか。	入札参加者自らが取得している場合に限りません。
16	05 契約書（案）	第1章 第6条	余剰電力の売却料金の支払いについて	余剰電力の売却に係る料金について、「発注者は翌月末日までに受注者に請求し」とありますが、支払方法に指定はありますか。（口座振込、納入通知書等） 広島市から請求書もしくは納入通知書等が発行される場合、具体的なスケジュールを教示いただけますでしょうか。	本市が発行する納入通知書により納付していただくこととなりますが、具体的な方法は契約締結後に指示します。
17	05 契約書（案）	第1章 第6条	余剰電力の売却料金の支払いについて	請求金額を支払う際の支払い方法は振り込みとなりますか。その場合、指定口座はございますでしょうか。	No. 16 の回答をご確認ください。
18	05 契約書（案）	第1章 第20条	契約書（案）の修正について	（発電側課金）第1章第20条について、支払は発注者より行うことについては承知いたしました。ただ、系統連系受電契約等の条項の追記をお願いいたします。落札後、契約書の内容についての加筆修正、別途覚書締結をお願いできますでしょうか。	条文の追加・変更はできません。 ただし、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書（案）第1章第21条の規定に基づく協議を行い、必要と判断されれば、覚書等で対応することは可能です。
19	05 契約書（案）	第2章 電力の調達	契約単価の見直しについて	契約期間において、当該エリアの旧一般電気事業者が燃料費等調整の諸元を見直し、価格改定などが行われた場合、価格改定の協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約書（案）第2章第2条第2項の規定に基づく協議は可能です。
20	05 契約書（案）	第2章 電力の調達	契約単価の見直しについて	応札してから契約期間中において、地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、一般送配電事業者の料金改定（託送料金改定）があった場合、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。	No. 19 の回答をご確認ください。
21	05 契約書（案）	第2章 第10条	電気料金の算定について	当社が落札した場合、当社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。	契約書（案）第2章第10条に規定のとおりです。

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
22	05 契約書（案）	その他		契約書に「乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。」を追記させていただくことは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできません。 ただし、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書（案）第2章第18条第1項の規定に基づく協議を行い、必要と判断されれば、覚書等で対応することは可能です。 なお、契約金額の改定は、契約書第2章第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。
23	07 共通仕様書	2 事業内容について (1) 余剰電力の売却	容量市場への参加について	2028年度から容量市場への参加を予定しているとの記載がございますが、2025～2027年度の供給力の取扱いはどのようになりますでしょうか。	2025～2027年度の供給力については、市場等に供給する予定はありません。
24	07 共通仕様書	2 事業内容について (1) 余剰電力の売却	容量市場への参加について	容量市場へは参入しておりますでしょうか。	参加していません。 ただし、共通仕様書 2-(1)に記載のとおり、令和10年度からの参加を予定しています。
25	07 共通仕様書	2 事業内容について (1) 余剰電力の売却	容量市場への参加について	容量市場に参入していた場合、参入形態を教えてくださいませんか。（安定電源・変動電源・発動指令電源）	No. 24の回答をご確認ください。
26	07 共通仕様書	2 事業内容について (2) 電力の調達	バイオマス電力の供給について	「供給電力はバイオマス電力を優先するものとし、供給先施設の優先順位は次項の一覧の順位のとおりとする。」と記載がありますが、調達の電力量の過不足により供給時の毎月の再エネ比率を変動させる必要があるということでしょうか。	バイオマス比率（再エネ比率）は、中工場及び安佐南工場で毎月行う組成分析の結果によります。バイオマス電力の供給先は、その結果を踏まえて決定してください。
27	07 共通仕様書	2 事業内容について (2) 電力の調達	バイオマス電力の供給について	受注者は、本仕様書及び電力の調達に係る仕様書に基づき、余剰電力に係る非化石電源価値（トラッキング付き非FIT非化石証書）を有する電力を、本市公共施設（79施設）に供給することとなり、供給電力はバイオマス電力を優先するものとし、供給先施設の優先順位は一覧の順位の通りとなっておりますが、これを報告する報告書のフォーマットはありますか。	フォーマットはありませんが、報告内容等の詳細については、契約締結後の協議とします。
28	07 共通仕様書	2 事業内容について (2) 電力の調達	バイオマス電力の活用について	余剰電力に係るトラッキング付き非FIT非化石証書を付与した電力を供給する施設において、バイオマス電力を優先するものとありますが、提案書様式（様式5-2）【1-2】に説明のある様に、余剰電力の2割は事業者の帰属により、優先するバイオマス電力も2割は事業者が活用できると考えてよいでしょうか。	原則、本市清掃工場で発電した余剰電力におけるバイオマス電力は、全量を本市公共施設に供給してください。 ただし、技術的評価項目における独自提案が、本市公共施設に提供するよりも効果的であると考えられる場合は、その一部を活用できるものとします。

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
29	07 共通仕様書	2 事業内容について (2) 電力の調達	バイオマス電力の活用について	<p>余剰電力について、広島市の定めた優先順位に応じて供給するとありますが、余剰電力とは、受注者が買い取るバイオマス電力および非バイオマス電力をさし、あくまでも月単位で余剰電力量と供給電力量を管理する(30分単位までは求めない)という認識でよろしいですか。</p> <p>「供給電力はバイオマス電力を優先するものとし、供給先施設の優先順位は次項の一覧の順位のとおりとする。」とありますが、非バイオマス電力については、優先順位の指定がないとの認識でよろしいですか。</p> <p>優先順位が設定されていない施設への電力供給および余剰電力が供給先施設の使用電力量に対して不足する場合、受注者にて供給電力を決定できるとの認識でよろしいですか。</p> <p>供給電力量において、CO2排出量ゼロでの供給が求められる部分は、バイオマス電力分のみであり、供給電力全量までは求められないとの認識でよろしいですか。</p>	<p>本事業は30分単位での管理(同時同量)を求めるものではありません。</p> <p>予定余剰電力量は、予定使用電力量に対して十分な量があるため、非バイオマス電力については優先順位を設定していません。</p> <p>また、本市が売却する余剰電力量の全てが非FIT非化石価値(再エネ由来、非再エネ由来)を有していることから、供給電力は全量、CO2排出量ゼロとしてください。</p> <p>なお、清掃工場のトラブル等により、使用電力量に対して余剰電力量が不足する事態が発生した場合は、別途協議とします。</p>
30	07 共通仕様書	3 その他		<p>余剰電力量と供給電力量の管理について、落札者からの報告が必要な場合、その頻度はどの程度を想定されていますでしょうか。</p> <p>報告様式等の詳細については、改めて協議させていただくという認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>契約締結後の協議とします。</p>
31	08 個別仕様書	仕様書(余剰電力の売却)	非化石価値の帰属について	<p>非化石価値は落札者へ帰属する認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>仕様書(余剰電力の売却)11に記載のとおり、余剰電力量に含まれる非化石証書価値は受注者に帰属します。</p>
32	08 個別仕様書	仕様書(余剰電力の売却)	非化石価値の帰属について	<p>「余剰電力量に含まれる非化石証書価値の帰属」について、「受注者に帰属する。」と記載がございますが、この文章内の「余剰電力量」は、受注者へ売却される余剰電力全量を指すという認識でよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
33	08 個別仕様書	仕様書(余剰電力の売却)	非化石価値の認定申請について	<p>受注者による当該余剰電力量の非化石価値認定申請にあたり、必要なバイオマス比率算定資料について、月ごとに広島市より受領する必要があるとの認識ですが、毎月バイオマス比率算定資料の送付をいただくことは可能でしょうか。</p> <p>必要により、バイオマス比率算定資料の提出について、契約書へ追記させていただきたく存じますが、可能でしょうか。</p>	<p>非化石価値の認定申請は本市で行いますが、申請手続きの支援等が必要となる場合は協力をお願いします。</p> <p>なお、バイオマス比率は、中工場及び安佐南工場で行う組成分析の結果を提供可能です。詳細については契約締結後の協議とします。</p>

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
34	08 個別仕様書	仕様書(余剰電力の売却)	自己託送について	<p>「別途契約により自己託送する予定」とありますが、本入札の受注者とは別に、自己託送業務(需給管理業務など)を実施する事業者を別途ご検討されるとの認識でよろしいですか。</p> <p>上述の場合、自己託送部分については、別途ご検討される事業者が一般送配電事業者との間で託送供給契約・発電量調整供給契約を締結し、これらに係るインバランス料金は、本入札の受注者が負担しないとの認識でよろしいですか。</p> <p>また、自己託送を行う時間帯の余剰電力の電力量仕訳については、自己託送に係る発電量調整供給契約における仕訳順位が優先されるとの理解でよろしいですか。</p>	<p>広島サッカースタジアムへの自己託送業務は本市で行います。よって、当該業務に係るインバランス料金は本市が負担します。</p> <p>電力量仕分けについては、お見込みのとおりです。</p>
35	08 個別仕様書	仕様書(余剰電力の売却)	自己託送の計画提出について	自己託送の広域への計画提出は広島市様から行っていただける認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	08 個別仕様書	仕様書(余剰電力の売却)	自己託送の計画変更について	自己託送の計画変更について、システム上の都合により日によっては計画変更に対応できない場合もありますが問題ないでしょうか。	<p>自己託送先の広島サッカースタジアムは、本事業の電力供給先施設になっていないため、受注者による対応は不要と考えます。</p> <p>ただし、受注者において必要な対応がある場合の具体的な取決めについては、契約締結後の協議とします。</p>
37	08 個別仕様書	仕様書(余剰電力の売却)	取引電力計に係る費用負担について	<p>安佐南工場、中工場はそれぞれ令和7年度、令和9年度に取引用電力計等の取替予定がありますが、取替費用について受注者・発注者のいずれの費用負担になりますでしょうか。</p> <p>契約期間内に、取引用電力量計等の装置に故障が生じた場合、修理または取替に係る費用負担について、故障の起因者負担となる認識でよろしいですか。</p>	<p>令和7年度及び9年度に予定する、取引電力計の取替費用は本市が負担します。</p> <p>故障時の費用負担については、お見込みのとおりです。</p>
38	10 仕様書別紙2 月別・時間帯別予定余剰電力量		予定余剰電力量について	週間計画及び月間契約の提出は、ご協力いただけますでしょうか。	<p>可能です。</p> <p>詳細については、契約締結後の協議とします。</p>
39	12 仕様書別紙4	中工場及び安佐南工場からの予定自己託送電力量について		広島サッカースタジアムへの自己託送を予定している具体的な日時をご教示いただけますでしょうか。	<p>現時点では令和7年度以降の試合等のスケジュールが決まっていないため提供できません。</p> <p>受注者に対しては、決まり次第、速やかに提供します。</p>
40	13 仕様書別紙5 バイオマス比率		バイオマス比率の提供について	バイオマス比率の提出頻度について教えていただけますでしょうか。	バイオマス比率は、中工場及び安佐南工場で毎月行う組成分析の結果を提供可能です。詳細については契約締結後の協議とします。

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
41	23 入札書（様式 1）	入札金額及びその内訳	入札金額の記載方法について	入札書に記載する「入札金額（履行期間の予定総額）」、「余剰電力の売却に係る予定総額」、「電力の調達に係る予定総額」は、いずれも税抜の金額を記載すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 入札附属書（様式 3 及び 4）の積算は税込金額で行いますが、入札書（様式 1）には、入札附属書（様式 2）で算出した税抜金額を記載してください。
42	26 入札附属書（様式 4）	様式 4-1 電力の調達に係る入札附属書	電気料金の端数処理について	入札金額の積算については、指定の内訳書を使用し積算しますが、仮に当社が落札した場合、以下①②の端数処理を用いて電気料金を算出することとなりますが、よろしいですか。 【端数処理について】 ① 基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで保持する。 ② 基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理（単位を 1 円とし、その端数は切り捨てる）する。	原則、入札附属書で示した端数処理により電気料金を算出することとなります。 ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、契約締結後の協議に応じます。
43	26 入札附属書（様式 4）	様式 4-1 電力の調達に係る入札附属書	電気料金の端数処理について	当社は算出率を用いて自家発補給電力の料金単価を算出するため、自家発補給電力については、小数点第 3 位まで生じることがあります。入札金額を積算するにあたり、小数点第 3 位までの単価を用いて積算することは可能でしょうか。 不可の場合、小数点第 2 位までの単価にて入札金額を積算いたしますが、仮に当社が落札した場合には、小数点以下第 3 位までの単価での契約となりますが、ご了承いただけますか。	入札金額の算出に当たっては、小数点以下第 2 位までの単価を用いてください。 また、入札附属書に記載した単価が契約単価となることから、小数部分の位の変更はできません。
44	26 入札附属書（様式 4）	様式 4-1 電力の調達に係る入札附属書 様式 4-2 料金設定に当たっての留意事項	区分・時間帯等について	中工場、安佐南工場及び安佐北工場の予定使用電力量において、昼間（夏季）、昼間（その他季）、夜間・休日等、ピークに区分されておりますが、その他施設と同様に夏季、その他季の単価設定での応札は可能でしょうか。 【可能な場合の確認事項】 ① 夏季、その他季に区分した、予定使用電力量をご提示いただけますか。 ② 入札内訳書には、どのように記載すればよろしいですか。 ③ 入札金額の総額で下回る場合、必ずしも様式 4-2 に記載される単価を下回る必要はないとの認識でよろしいですか。	入札説明書 10-(3)-イで示した区分・時間帯等の定義の範囲内であれば、任意の設定が可能です。 ① 仕様書別紙 9 を参照してください。 ② 様式 4-1 の使用電力量における区分を、採用する区分に修正してください。なお、本様式を見本に、任意様式で提出することも可能です。 ③ 様式 4-2 に示す区分と異なる設定をする場合は、新たに設定した区分が含まれる、様式 4-2 に示す区分の各単価のうち、最も低い単価を下回る必要があります。
45	26 入札附属書（様式 4）	様式 4-2 料金設定に当たっての留意事項	料金単価設定について	入札金額の総額が、表上の単価による計算結果と比較して安価となる場合においても、すべての単価が表上のものを下回っていただければ無効となりますか。	お見込みのとおりです。 1 つでも上回る料金設定を行った入札は無効となります。

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
46	30 提案書様式（様式5）	様式5-3 【1-3】再生可能エネルギーの導入	調査等の開始時期について	入札説明書「3 調達内容」の「(4) 履行期間」において、令和7年4月1日からとされていますが、太陽光発電設備の設置に関連して、上記の履行期間前から、詳細調査や必要情報のご提供等にご協力頂くことは可能でしょうか。	契約締結後であれば可能です。
47	30 提案書様式（様式5）	様式5-3 【1-3】再生可能エネルギーの導入	北部資源選別センターの施設情報の開示について	北部資源選別センターに関する、下記の資料を開示頂くことは可能でしょうか。 ・ 構造計算書 ・ 建物の図面（建築図面、電気設備図面）	入札参加者に別途提供します。
48	30 提案書様式（様式5）	様式5-3 【1-3】再生可能エネルギーの導入	北部資源選別センターの現地調査について	北部資源選別センターに関して、現地状況の調査をさせて頂く事は可能でしょうか。	入札参加者が希望する場合は現場説明会と併せて実施することとします。
49	30 提案書様式（様式5）	様式5-6 【1-6】その他有効な提案	候補施設の情報提供について	提案の一例にあるEV充電装置の設置を検討する場合、当方から候補施設を提示した上で、図面提供や現地確認は可能でしょうか。	入札参加者が希望する場合は相談に応じます。
50	31 社会的評価項目の実績調書様式（様式6）	(5) 青少年の雇用の促進等への取組実績があること	評価基準について	青少年の雇用の促進等に関する法律第15条について、対象は、常時雇用する労働者が300人以下の事業主との認識ですが、300人超の事業者である場合は認定を受けていない(0点)となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	その他		工事負担金について	工事負担金に関しまして、お客様の都合で新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは、当社で負担することができませんが、ご対応いただけますでしょうか。	事象発生時の協議としますが、本市起因によるものは原則本市が負担します。
52	その他		使用電力量の実績について	供給先79施設全ての30分実績値をExcelファイルでいただくことは可能でしょうか。	本市が所有するデータについては、入札参加者に別途提供します。
53	その他		対象施設の現供給者について	施設毎の現在の供給者をご教示いただけますでしょうか。	施設数が多いため、入札参加者に別途提供します。
54	その他		提案内容の履行について	提案書に記載した提案内容について、採択いただいた場合には履行義務が発生しますでしょうか。 義務の場合は不履行のペナルティ等想定されておられますでしょうか。 (上記、電力の調達・供給のみならず当社独自で提案する事案についても)	共通仕様書3-(4)に記載のとおり、提案内容は契約事項となるため、確実に履行しなければなりません。提案の不履行又は不足等が生じた場合は、契約書(案)に基づく措置を講ずることもあり得ますので、ご注意ください。
55	その他		電力切替手続きについて	落札時、電力切替手続きにおいて必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提供いただけますでしょうか。	契約締結後の協議としますが、必要な情報については提供します。

No.	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
56	その他		燃料費等調整額について	当社が供給する電力は、旧一般電気事業者と同額の燃料調整額を徴収しておりますが、ご対応いただけますでしょうか。	可能です。 契約書（案）第2章第10条第3項の規定により、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整額に準じることとしています。
57	その他		予備電力の使用について	予備送電がある場合、以下の内容を教えてください。 ・ 種類は「予備線」、「予備電源」のどちらでしょうか。 ・ 契約電力をご教示ください。	本事業においてはありません。